事　務　連　絡
平成３０年４月２日

各都道府県介護人材確保対策等担当課　御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「介護ロボット導入支援事業」に係る補助額等の見直しについて

「介護ロボット導入支援事業」については、介護ロボットの普及促進策として、平成２７年度から地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）で実施する事業に設け、介護施設等に対する支援を行っているところであり、その具体的な取扱いについては、「「介護ロボット導入支援事業」の実施について」（平成２７年５月１３日事務連絡）でお知らせしているところです。

今般、平成３０年度からの実施に当たって、下記のとおり、機器の対象範囲、補助額等について見直し（下線部分）を行うこととしましたので、管下の介護施設等に対して本内容を周知いただくとともに、本事業の積極的な実施をお願いします。

記

１　機器の対象範囲

次のｉからⅲの全ての要件を満たす介護ロボットであること。

ｉ　目的要件

・　日常生活支援における、①移乗介護、②移動支援、③排泄支援、④見守り・コミュニケーション、⑤入浴支援、⑥介護業務支援のいずれかの場面において使用され、介護従事者の負担軽減効果のある介護ロボットであること（それぞれの定義については、別添１を参照されたい。）。

ⅱ　技術的要件

次のいずれかの要件を満たす介護ロボットであること。

・　ロボット技術（※）を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット

※①センサー等により外界や自己の状況を認識し、②これによって得られた情報を解析し、③その結果に応じた動作を行う介護ロボット

・　経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」（平成３０年度からは「ロボット介護機器開発・標準化事業」）において採択された介護ロボット

ⅲ　市場的要件

販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

２　介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画

ⅰ　計画の作成

介護ロボットを導入する事業者は、介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画を作成する。当該計画については、導入後３年間の①達成すべき目標、②導入すべき機器、③期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容とする。

ⅱ　導入効果の報告

導入によって得られた効果に関するデータを客観的な評価指標に基づいて示すこと。

例）介護時間の短縮、直接・間接負担の軽減効果、介護従事者（利用者）の満足度、日々の活用状況が確認できる日誌等を用いるなど他の介護施設等の参考となるべき内容

３　補助額等

ⅰ　補助額

１機器につき補助額は３０万円とする。ただし６０万円未満のものは価格に二分の一を乗じて得た額を上限とする。

ⅱ　一回当たりの限度台数

・　施設・居住系サービスは、利用定員数を１０で除した数を限度台数とする。

・　在宅系サービスは、利用定員数を２０で除した数を限度台数とする。

ⅲ　介護ロボット導入計画との関係

一計画につき、一回の補助とする。

４　その他

他の補助金等を受けて導入する機器については、本事業における補助の対象とはならないことに留意するとともに、必要に応じて重複を防止するための確認を行うなど適正な事務処理に努めること。

例えば、各都道府県労働局における「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」においては、装着型又は非装着型の移乗介助機器が助成の対象となる（詳細については、別添２を参照されたい。）。

【別紙１－１】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者のパワーアシストを行う装着型の機器

（定義）

- 介助者が装着して用い、移乗介助の際の腰の負担を軽減する。
- 介助者が一人で着脱可能であること。
- ベッド、車いす、便器の間の移乗に用いることができる。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－２】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移乗介助

ロボット技術を用いて介助者による抱え上げ動作のパワーアシストを行う非装着型の機器

（定義）

- 移乗開始から終了まで、介助者が一人で使用することができる。
- ベッドと車いすの間の移乗に用いることができる。（※ベッドと車いすの間の移乗における使い勝手は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。）
- 要介護者を移乗させる際、介助者の力の全部又は一部のパワーアシストを行うこと。
- 機器据付けのための土台設置工事等の住宅等への据付け工事を伴わない。
- つり下げ式移動用リフトは除く。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－３】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出をサポートし、荷物等を安全に運搬できるロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる手押し車型（歩行車、シルバーカー等）の機器。
- 高齢者等が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 荷物を載せて移動することができる。
- モーター等により、移動をアシストする。（上り坂では推進し、かつ下り坂ではブレーキをかける駆動力がはたらくもの。）
- 4つ以上の車輪を有する。
- 不整地を安定的に移動できる車輪径である。（※砂利道、歩道の段差を通行する際の安定性は、ステージゲート審査での評価対象となる点に留意すること。）
- 通常の状態又は折りたたむことで、普通自動車の車内やトランクに搭載することができる大きさである。
- マニュアルのブレーキがついている。
- 雨天時に屋外に放置しても機能に支障がないよう、防水対策がなされている。
- 介助者が持ち上げられる重量（30kg 以下）である。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－４】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の屋内移動や立ち座りをサポートし、特にトイレへの往復やトイレ内での姿勢保持を支援するロボット技術を用いた歩行支援機器

（定義）

- 一人で使用できる又は一人の介助者の支援の下で使用できる。
- 使用者が自らの足で歩行することを支援することができる。搭乗するものは対象としない。
- 食堂や居間での椅子からの立ち上がりやベッドからの立ち上がりを主に想定し、使用者が椅座位・端座位から立ち上がる動作を支援することができる。
- 従来の歩行補助具等を併用してもよい。
- 標準的な家庭のトイレの中でも、特別な操作を必要とせずに使用でき、トイレの中での一連の動作（便座への立ち座り、ズボンの上げ下げ、清拭、トイレ内での方向転換）の際の転倒を防ぐため、姿勢の安定化が可能であれば、加点評価する。

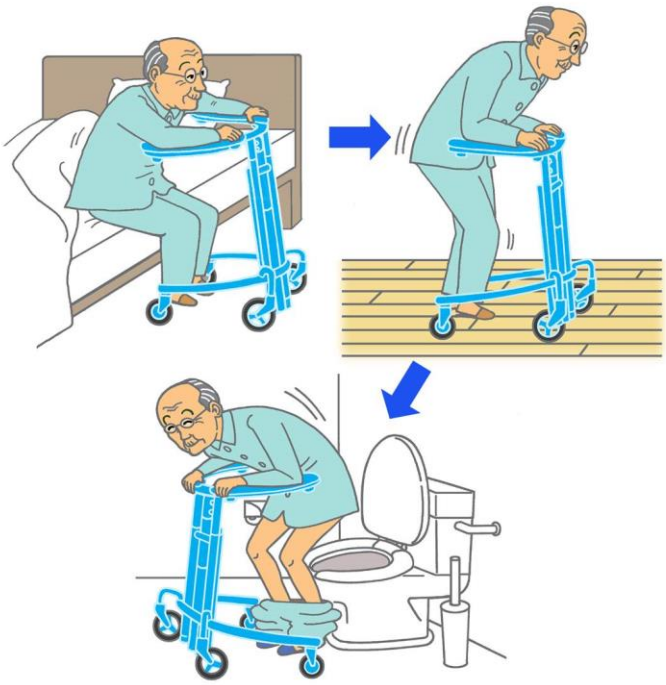

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－５】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

排泄物の処理にロボット技術を用いた設置位置の調整可能なトイレ

（定義）

- 使用者が、居室で用いる便器。排泄物のにおいが室内に広がらないよう、排泄物を室外へ流す、又は、容器や袋に密閉して隔離する。
- 室内での設置位置を調整可能であること。

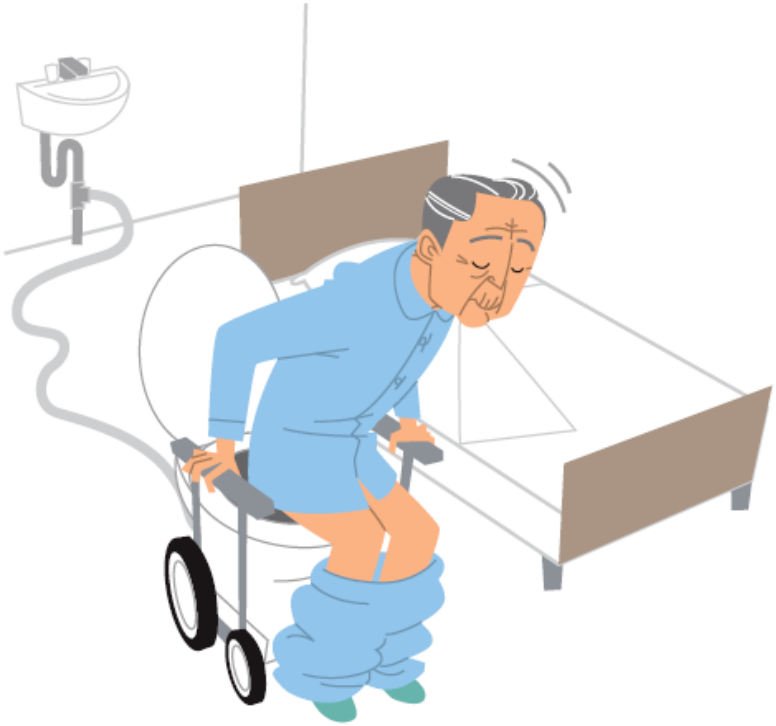

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－６】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

介護施設において使用する、センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

（定義）

- 複数の要介護者を同時に見守ることが可能。
- 施設内各所にいる複数の介護従事者へ同時に情報共有することが可能。
- 昼夜問わず使用できる。
- 要介護者が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 要介護者がベッドから離れようとしている状態又は離れたことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－７】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

在宅介護において使用する、転倒検知センサーや外部通信機能を備えたロボット技術を用いた機器のプラットフォーム

（定義）

- 複数の部屋を同時に見守ることが可能。
- 浴室での見守りが可能。
- 暗所でも使用できる。
- 要介護者が自発的に助けを求める行動（ボタンを押す、声を出す等）から得る情報だけに依存しない。
- 要介護者が端末を持ち歩く又は身に付けることを必須としない。
- 要介護者が転倒したことを検知し、介護従事者へ通報できる。
- 要介護者の生活や体調の変化に関する指標を、開発者が少なくとも1つ設定・検知し、介護従事者へ情報共有できる。
- 認知症の方の見守りプラットフォームとして、機能の拡張又は他の機器・ソフトウェアと接続ができる。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－８】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

入浴支援

ロボット技術を用いて浴槽に出入りする際の一連の動作を支援する機器

（定義）

- 要介護者が一人で使用できる又は一人の介助者の支援の下で使用できる。
- 要介護者の浴室から浴槽への出入り動作、浴槽をまたぎ湯船につかるまでの一連の動作を支援できる。
- 機器を使用しても、少なくとも胸部まで湯に浸かることができる。
- 要介護者の家族が入浴する際に邪魔にならないよう、介助者が一人で取り外し又は収納・片付けをすることができる。
- 特別な工事なしに設置できる。

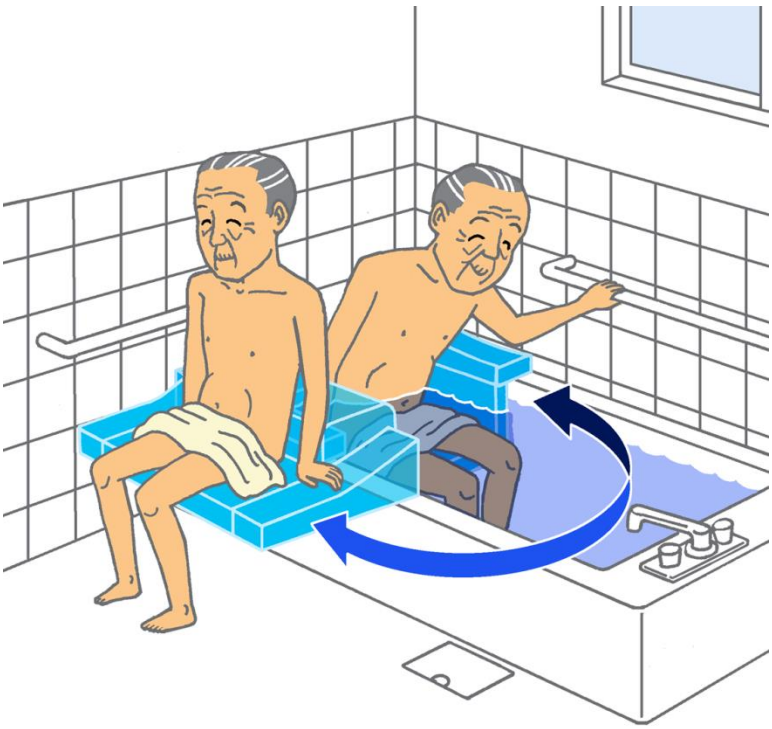

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－９】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

移動支援

高齢者等の外出等をサポートし、転倒予防や歩行等を補助するロボット技術を用いた装着型の移動支援機器

（定義）

- 使用者が一人で用いる装着型の機器。
- 自立歩行できる使用者の転倒に繋がるような動作等を検知し、使用者に通知して、転倒を予防することができる。または、自立して起居できる使用者の立ち座りや歩行を支援できる。
- 歩行補助具等を併用してもよい。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－１０】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いて排泄を予測し、的確なタイミングでトイレへ誘導する機器

（定義）

- 使用者が装着する場合には、容易に着脱可能であること。
- 使用者の生体情報等に基づき排尿又は排便を予測することができる。
- 予測結果に基づき的確なタイミングで使用者をトイレに誘導することができる。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－１１】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

排泄支援

ロボット技術を用いてトイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援する機器

（定義）

- 使用者が一人で使用できる又は一人の介助者の支援の下で使用できる。
- トイレ内での下衣の着脱等の排泄の一連の動作を支援することができる。
- トイレ内での方向転換、便座への立ち座り、清拭の支援が可能であれば、加点評価する。
- トイレ内での使用者の姿勢や排泄の終了などを検知して介助者に伝えることが可能であれば、加点評価する。
- 標準的な家庭のトイレ内で使用可能であれば、加点評価する

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－１２】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

見守り・コミュニケーション

高齢者等とのコミュニケーションにロボット技術を用いた生活支援機器

（定義）

- 高齢者等の日常生活全般が支援対象となり得る。
- 高齢者等の言語や顔、存在等を認識し、得られた情報を元に判断して情報伝達ができる。
- 双方向の情報伝達によって高齢者等の活動を促し、ADL（日常生活活動）を維持向上することができる。

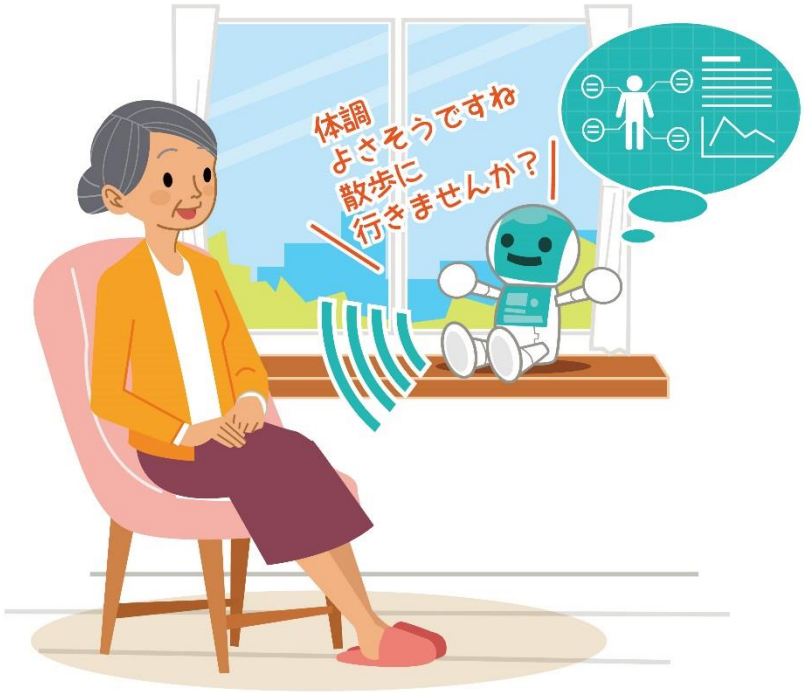

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

【別紙１－１３】

「ロボット技術の介護利用における重点分野」の定義

介護業務支援

ロボット技術を用いて、見守り、移動支援、排泄支援をはじめとする介護業務に伴う情報を収集・蓄積し、それを基に、高齢者等の必要な支援に活用することを可能とする機器

（定義）

- 共有する情報は、ロボット介護機器により得られたものとする。
- 介護サービスの内容を共有することが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を活用して、ロボット介護機器が適切な動作を行うことが可能であれば、加点評価する。
- 共有した情報を、介護記録システムやケアプラン作成システム等に連結することが可能であれば、加点評価する。
- 連結対象のロボット介護機器の端末を一つに集約することが可能であれば、加点評価する。

重点分野のイメージ

※「ロボット介護機器開発・導入促進事業（開発補助事業）研究基本計画」
（経済産業省　製造産業局　産業機械課（平成２９年１０月））＜抜粋＞

別添２

事　務　連　絡
平成 30 年４月２日

都道府県労働局職業安定部
職業対策課長　殿

厚生労働省職業安定局雇用開発部
雇用開発企画課介護労働対策室長補佐

人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）の助成対象となる
介護福祉機器について

日頃より、本助成金の支給業務等にご尽力頂き感謝申し上げます。

人材確保等支援助成金（以下「助成金」という。）の実施については、平成 30 年３月 31 日付け職発 0331 第２号、雇均 0331 第３号、開発 0331 第３号「雇用安定事業の実施等について」により通知されていますが、人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）の対象となる介護福祉機器については、平成 30 年度から下記のとおり変更（追加）しております。

この見直しに伴い、地域医療介護総合確保基金によって都道府県で実施する「介護ロボット導入支援事業」（以下「導入支援事業」という。）の導入支援対象機器と機器助成コースの助成対象介護福祉機器が、一部重複することとなることから、両制度において、同一機器に対する支給が生じないよう、都道府県の導入支援事業担当者に対する確認等について遺漏なきよう取り扱いをお願いします。

記

１　追加となる介護福祉機器の範囲について

支給要領 0302 イ（ｲ）の「移動・昇降用リフト」に、「非装着型移乗介助機器（介護労働者が要介護者を移乗させ又は移乗するときに用いる機器（介護労働者が装着して用いるもの（「装着型移乗介助機器」という。）を除く。）であって、抱え上げ動作のパワーアシスト機能又はその動作を不要とする機能により、当該労働者の腰の負担を軽減するもの。）を含む。」を追加している。

また、支給要領 0302 イ（ﾛ）として、「装着型移乗介助機器」を新たに追加すること。該当する機器（例示）は以下の機器を想定している。その他の機器で助成対象となるか疑義が生じた場合は、本省担当まで問い合わせていただくようお願いする。

（１）非装着型移乗介助機器

・リショーネ Plus（パナソニックエイジフリー株式会社）
・移乗サポートロボット Hug Ｔ１（富士機械製造株式会社）
・ロボヘルパーSASUKE（マッスル株式会社）

（２）装着型移乗介助機器

・HAL 腰タイプ介護支援用（サイバーダイン株式会社）

・マッスルスーツ（イノフィス株式会社）

２　導入支援事業との併給調整について

導入支援事業の事業内容は別添資料１となっており、上記１の非装着型移乗介助機器及び装着型移乗介助機器を含め、介護ロボットの導入支援を行っているところである。

このため、助成金の計画認定時（支給要領 0406）及び支給決定時（支給要領 0602）において、事業主から申請のあった導入する介護福祉機器が非装着型又は装着型移乗介助機器に該当する場合、都道府県導入支援事業担当者に対し、申請事業主が同一機器に対して基金による補助金の支給を受けていないか、確認を行う必要がある。

確認に当たっては、その頻度や確認方法（郵送に限らずＥメールを活用する等）については、事務負担を考慮しつつ、都道府県導入支援事業担当者と調整の上、任意で差し支えないが、誤送付等が生じないよう情報管理に留意して実施していただくようお願いする。

参考様式（別添資料２）を添付するので、都道府県導入支援事業担当者に対する照会にご活用いただくとともに、同様式を活用し、年度や四半期毎等定期的に支給決定事業所の情報を共有する等、適切な事務を行っていただくようお願いする。

３　都道府県介護人材確保対策等担当課宛て通知について

平成 30 年４月２日付けで厚生労働省老健局高齢者支援課から､各都道府県介護人材確保対策等担当課宛て通知（別添資料３）が発出されているので、同様の照会が都道府県導入支援事業担当者からも行われることとなるので申し添える（「４　その他」部分参照）。

※　別添資料３（略）

以上

【担当】
職業安定局雇用開発部　雇用開発企画課
介護労働対策係　佐藤、加賀屋
TEL　03-5253-1111（内線 5785）
Mail　satou-kanako@mhlw.go.jp
kagaya-takumi@mhlw.go.jp

介護ロボット導入支援事業【地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）】

別添資料1

○ 現在上市されつつある介護ロボットは、介護従事者の身体的負担の軽減や業務の効率化に資する新たな技術が活用されており、介護従事者が継続して就労するための環境整備策として有効である。

○ これらの介護ロボットは価格が高額であることから、普及促進策として、地域医療介護総合確保基金で実施する事業の一つに本事業を設けて、介護環境の改善に即効性を持たせるとともに、広く一般に介護事業所による購入が可能となるよう先駆的な取組について支援を行う。

対象概要

・介護施設等の実情に応じて策定する介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の実現のために使用される介護ロボットであって、先駆的な取組により介護従事者が被介護者に提供する介護業務の負担軽減や効率化に資するものであること。
→都道府県が提出された計画内容を判断

対象範囲

・介護従事者負担軽減のための介護ロボット導入計画の作成
＜記載内容＞
➢達成すべき目標　➢導入すべき機種　➢期待される効果等とし、実際の活用モデルを示すことで他の介護施設等の参考となるべき内容であること。（3年計画）
・日常生活支援における移乗支援、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、介護業務支援で利用する介護ロボットが対象。
・ロボット技術を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット
・販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にあること。

補助額等

ⅰ 補助額
１機器につき補助額30万円。ただし60万円未満のものは価格に2分の1を乗じて得た額が上限。

ⅱ 一回当たりの限度台数
・施設・居住系サービスは、利用定員数を10で除した数を限度台数とする。
・在宅系サービスは、利用定員数を20で除した数を限度台数とする。

ⅲ 介護ロボット導入計画との関係
一計画につき、一回の補助とする。

事業の流れ

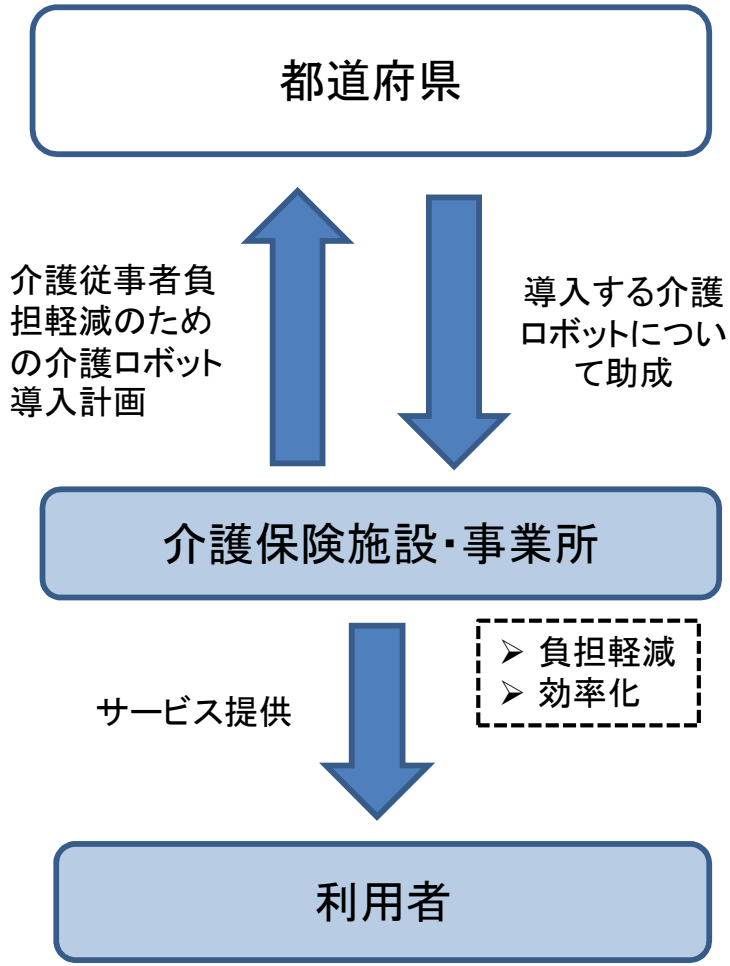

別添資料２
＜参考様式 H30.4＞

地域医療介護総合確保基金（介護ロボット導入支援事業）
照会書

（照会日付）平成〇〇年　〇月　〇日
（照会者）〇〇労働局所属課室
氏名
電話（内線）

下記について照会します。

	介護事業所名	製品名	製造番号等 ※機器が識別できるもの	補助金受給の有無（予定を含む） ※「有」の場合支払い時期	その他（特記事項）
1					
2					
3					
4					
5					

（回答日付）平成〇〇年〇月〇日
（回答者）〇〇県所属課室
氏名
電話（内線）

※　本照会は「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）導入・運用計画（変更）書」において、事前に申請事業主の同意を得て行っております。

※　「人材確保等支援助成金（介護福祉機器助成コース）」は、その他補助金等を受けて導入する機器については、本助成金の対象とはならないため、本照会は支給の重複を防止するための確認です。